

生活支援体制整備事業

地域のみんなで協力しながら 暮らせるまちづくりのために

高齢になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、困りごとや心配ごとを気軽に相談し、たすけあえる地域が重要になってきます。

鎌ヶ谷市社会福祉協議会では、平成30年度より鎌ヶ谷市からの委託を受けて、地域包括ケアシステムの一部である「生活支援体制整備事業」を推進しています。

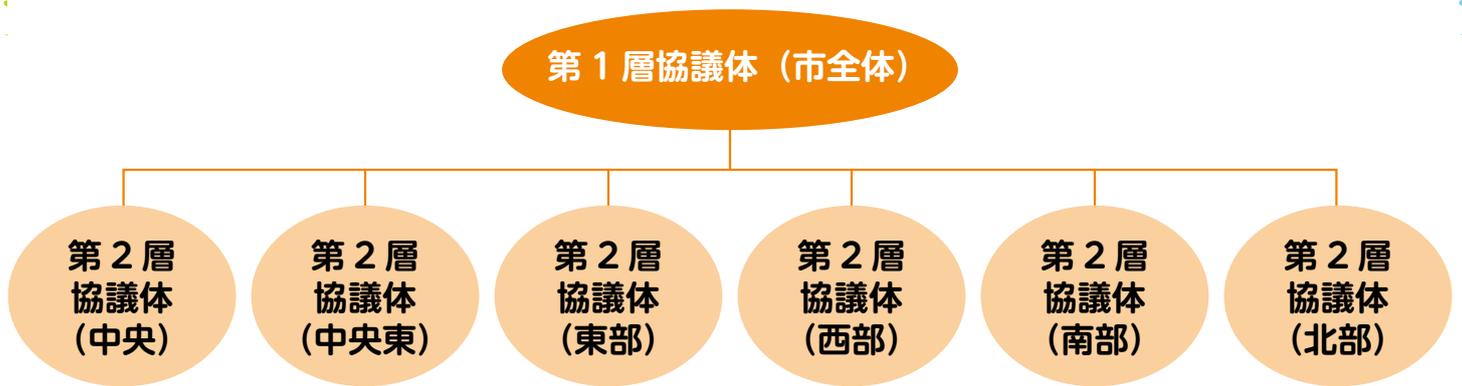
市内 6 コミュニティエリアに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって在宅生活を継続できるよう、「介護予防」と「生活支援」に重点を置き、住民の方々が主体となって話し合う場である「協議体」の設置を進めています。



社会福祉法人 鎌ヶ谷市社会福祉協議会

電話 047-444-2231 FAX 047-446-4545

第2層協議体設置に関するイメージ図



第1層協議体

鎌ケ谷では、市全体として第1層の協議体をひとつ設置しています。第1層協議体では、第2層協議体で解決に至らないような広範囲な課題について、報告や検討をしています。

第2層協議体

中央圏域、中央東圏域、東部圏域、西部圏域、南部圏域、北部圏域の6つのコミュニティエリアをそれぞれひとつの第2層協議体の範囲とし、地域の実情に応じた話し合いを進めています。（※令和3年2月時点では4つのコミュニティエリアに協議体が設置されました）

第2層協議体の特徴

現在、協議体のメンバーは、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、鎌ケ谷市、社会福祉協議会などで構成されています。

話し合う内容や地域により、構成メンバーが異なるのも「協議体」の特徴です。

また、協議体には、協議体の運営や地域資源の把握、その他コーディネートを担当する「生活支援コーディネーター」が配置されています。

第2層協議体、コーディネーターの配置・構成例



「話し合い」と「やってみる」

協議体では、それぞれ何回も話し合いを重ねています。「成果」を目で見るのが難しいこともありますが、丁寧に話し合いをすることが第一歩だと考えています。

そして、地域のためになりそうなことは「やってみる」。地域の皆様のご意見を大切に、地域のために生活者として取り組んでいます。

「生活支援コーディネーター」ってなあに？

いつまでも住み慣れた地域で、ご自身らしく元気に過ごすことができるよう、より良い地域づくりを目指して活動しています。

自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、行政機関などと協働し、身近な地域で支えあえる体制づくりを進めていきます。

「生活支援コーディネーター」はどんなことをしているの？

◎地域の中にある活動や取り組み（地域資源）の把握に努めています。

パンフレットや情報誌には掲載されない地域活動も大切に探していきます。ちょっとした集まりやボランティアさん、サークルさん、地域の〇〇名人さんなど、皆様をご存知の地域活動や人材についての情報を集めています。

◎地域づくりの話し合いの場「協議体」のコーディネートをしています。

鎌ヶ谷市内と言っても、地域の特性はそれぞれです。協議体では、地域をよく知る住民の皆様と会議を重ねています。

自由で活発な会議の進行も、生活支援コーディネーターの大切な役割です。

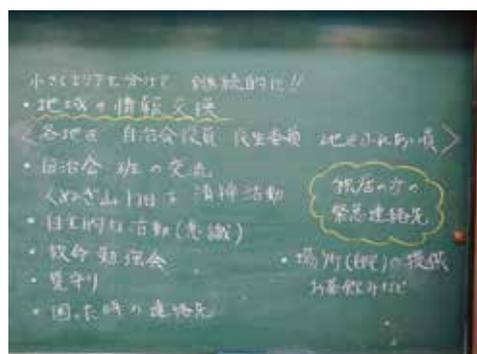
◎関係者のネットワークづくりに取り組んでいます。

支えあえる地域をつくるためには、いろいろな方とつながり、相談し合えるようなネットワークづくりが大切です。住民の方々だけでなく、地域の福祉事業所の方々、専門職の方々とのつながりも積極的につくっていきます。



協議体の中心は誰？

協議体の中心は、話し合いのメンバーを含む地域の皆様です。協議体には生活支援コーディネーターが配置されていますが、生活支援コーディネーターは「支えあえる地域づくり」のお手伝いをします。地域のどこに、どのような仕組みが必要かを本当に知っているのは住民の皆様です。生活支援コーディネーターは皆様と一緒に地域づくり、仕組みづくりを進めていきます。



話し合いの様子

鎌ヶ谷市における第2層の取り組み

北部地区第2層協議体 (たすけあい活動あさか)

コロナ禍で「対面できなくてもコミュニケーションをとり続けたい」そのような思いから、民生委員さんに協力していただき、北部地区にお住まいの一人暮らしのご高齢の方（およそ300名）へ、寒中見舞いをお出ししました。（令和3年1月）

寒中お見舞い申し上げます

寒い日が続いていますが
お変わりありませんか？

コロナが落ちついたら、笑顔でお会いできるとよいですね

令和3年2月

～地域で安心して暮らすために～
たすけあい活動あさか

事務局 北部地区社会福祉協議会内
TEL 442-5142

東部地区第2層協議体

住民の方のお声をもとに、本当に必要な情報が載っている電話帳を作り、自治会に協力していただき東部地区にお住まいの方へ配布しました。（令和元年12月）

困った時の相談先は…こちら! 東部地区 全戸配布

こんなことにお悩みではありませんか? あなたの悩みを相談できる所をご紹介します!

- 健康不安** 最近、どうも「寝違、肩痛、腰痛、入浴が大変」になってきた「掛けなぐの心配」で、身体を動かしたい…
- 介護の悩み** 両親が忘れが多くなってきたので心配。「認知症」か? 親と同居しているが「日中は親が一人ぼっち」になり心配感が湧いてくるが、入院前の機に働けないと悩んでいる
- 気になるが…** 近所の人で「気がかりで心配な人」がいる

こんな時は、 南部地域包括支援センターへ ☎441-7370

- 福祉に関する事も、とくに相談したら良いか分からない…
⇒ 東部地区社会福祉協議会 事務局長へ ☎442-5141
- 家に引越こもる事が多くなったので、何か外に出るきっかけが欲しい
⇒ 東部地区社会福祉協議会「ふれあいサロン」へ ☎442-5141

「孤独で寂しい生活」を送っているが、何とかしたい
⇒ 社会福祉協議会へ ☎444-6921

福祉面等で心配事が…
収入が少なくなって、生活に困っている
⇒ 市役所: 社会福祉課へ ☎445-1266

介護保険を申請したい
⇒ 市役所: 高齢者支援課へ ☎445-1380

対処方法や手帳は? 「交通事故」に遭い、どうすればいいか?… 「近所トラブル」が発生し、対応に困っている。
市役所: 市民活動推進課へ ☎445-1274

災害時に頼りになる「自治会」に加入していますか? 詳細は裏面

お助け電話帳 ～季節は赤電話下さい～

【保存版】
令和3年度版
令和3年度版
令和3年度版

番号	相談内容	相談先	電話番号	受付
1	総合相談	南部地域包括支援センター (総合相談窓口)	441-7370	(月)～(金) 8時～17時
2	介護相談	市役所: 高齢者支援課 → 「介護相談」	445-1384	(月)～(金) 8時30分～17時
3	健康・心と身体 の悩み	市役所: 健康推進課 市役所: 障がい福祉課	445-1405 445-1307	(月)～(金) 8時30分～17時
4	心配ごと相談 心の相談	社会福祉協議会	444-6921	(水)10時～14時 (月)～(金) 10時～16時
5	買い物の買出し 忘れ、いけいけ 出歩かせ	東部地区社会福祉協議会 市役所: 高齢者支援課	442-5141	(水)～(土) 9時～16時
6	生活に困っている	市役所: 社会福祉課 ⇒ 「生活支援相談窓口」	445-1266	(月)～(金) 8時30分～17時
7	介護保険	市役所: 高齢者支援課 ⇒ 「介護相談」	445-1380	(月)～(金) 8時30分～17時
8	消費生活相談 多量買戻相談	市役所: 消費生活センター (調工業課)	445-1245	(月)～(金) 10時～17時(土日祝) 10時～12時
9	法律相談 (弁護士)	市役所: 市民活動推進課 ⇒ 「市民活動推進課」	445-1274	原則第1～4(水) 10時～17時(土日祝) 10時～12時
10	親睦の場 サークル活動	老人クラブ連合会 東部学習センター 社会福祉センター	445-1375 441-0211 444-0121	随時(月)～(金) 9時～22時 随時(土)～(日) 9時～16時

いざという時の私の緊急連絡先
氏名() 電話番号 ()

地域の「自治会役員、民生委員、地区ふれあい員」にもご相談下さい!

南部地区第2層協議体

買い物や誰もが立ち寄れる通いの場など地域にとって本当に必要なことは何か、感染予防に努めながら話し合いを重ねています。（令和2年8月）



西部地区第2層協議体

「気づくこと、見守ること、支えること」を合言葉に、声掛け隊が発足しました。コロナ禍の為、令和3年度からの活動を目指しています。（令和3年2月）



かま福

中央圏域、中央東圏域についても、
第2層協議体の設置に向けて準備をしています。



大仏さま